

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年6月16日  
埼玉県立浦和第一女子高等学校

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	3
第4 いじめ問題に向けての校内組織	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	5
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
第7 年間行事予定	7

## はじめに

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができる学校をつくることを目指し、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

### 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、企画委員会、生徒指導部、生徒指導委員会、教育相談委員会、各学年および教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」というメッセージをあらゆる機会を通じて発する。
  - ・校長は学期に1回以上、全校集会においていじめ問題について触れる。
  - ・生徒指導部長は年に3回以上、全校集会においていじめ問題について触れる。
- (2) 生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (3) 学級担任は「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成し、生徒が安心して過ごせる学級づくりを行う。
- (4) 教科担任は一人ひとりを大切に、学ぶ喜びを味わうことのできる授業を実践する。
- (5) PTA活動を通じて、いじめ防止のための保護者の役割について啓発を図る。
- (6) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (7) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。また教育相談委員会がいじめ対策に積極的に関わるよう、役割を強化する。

### 第2 いじめ早期発見への取組

本校では、「いじめを絶対に許さない」という強い信念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

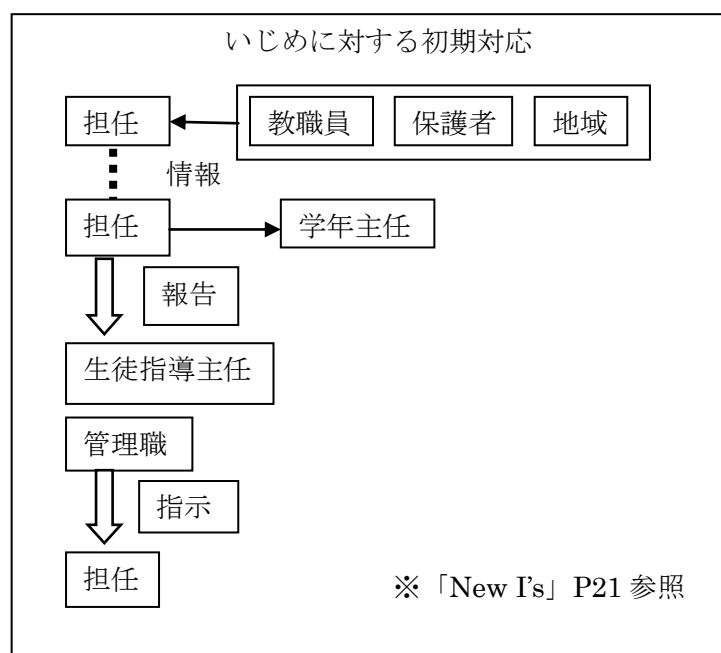
- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、12月）実施。いじめ事案の存在の有無を把握するとともに、いじめ問題に対する生徒の意識を高める。
- (2) 教育相談委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、12月）実施。家庭からの情報を収集すると共に、いじめ問題に対する保護者の関心を高める。
- (3) 「New I's」にある「いじめ発見チェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声をかけ、複数あるときには情報交換会を開き早期発見に努める。
- (4) 学年会においては、生徒の学校生活全般について各クラスの情報交換を毎回行い、必要に応じて教科担任や養護教諭を含めた情報交換を実施する。
- (5) 年2回、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。

(6) 個人面談を年3回実施。

### 第3 いじめの早期解決への取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、全職員で以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導委員会、教育相談委員会の合同委員会を開き、事案の調査検討及び対策について早急に検討する。
- (2) いじめている生徒に対しては慎重に事実確認をしつつ、保護者にも連絡し、学校と連携協力して事案に当たるように要請する。
- (3) いじめられている生徒に対しては、慎重に事実確認をしつつ、保護者とも相談しながら心理面、学校生活面への援助のあり方を検討し、実施する。
- (4) 周りの生徒には、いじめの事実を（プライバシーに配慮しつつ）示し、加担関係の有無に関する情報の収集や二次的いじめの防止に努める。またいじめられた生徒を取り巻く生徒たちには、状況に応じてサポート等の協力を要請する。
- (5) 学級全体にはいじめの事実を（プライバシーに配慮しつつ）示し、精神的な動揺を来さぬように配慮しつつ、いじめの再発防止の意識を醸成する。
- (6) 家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。



## 第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、教育相談委員会を設置する。

### 【構成員】

この委員会は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭で構成する。個々の事案によっては、学級担任や部活動の顧問の参加を求める。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

### 【活動内容】

- ・ いじめられた生徒やいじめた生徒への対応、および保護者への対応の検討。
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携。
- ・ いじめ防止に関すること全般。

### 【開催】

- ・ 年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

## 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応につ

いて

「重大事態」が発生した場合には、

- (1) 埼玉県教育委員会へ事態発生について報告をする。
- (2) 生徒指導委員会と教育相談委員会の合同会議において調査を実施する。
- (3) 調査結果の分析にあたっては、公平性・中立性確保の観点から上記合同委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供するとともに、埼玉県教育委員会へ報告する。

また、調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- (1) 生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即刻実施する。
- (2) 教務部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ロングホームルームを活用して、ネット問題について年1回、講演会等の生徒向けの啓発行事を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発を図るために、保護者会等において生徒の実態の報告、ネット被害の実態などに関する情報の提供を積極的に行う。

## 第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新生生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・ 企画委員会：「26年度学校基本方針」策定</li> </ul>		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）</li> </ul>		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業改善に関わる研究授業</li> <li>・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査</li> </ul>		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部）</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討</li> <li>・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
8 月			
9 月			
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> </ul>		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」改善検討</li> <li>・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査</li> <li>・ 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
1 月			
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> <li>・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（生徒指導委員会・教育相談委員会）</li> <li>・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> </ul>		